

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月26日
【事業年度】	第25期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社メガロス
【英訳名】	MEGALOS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木皿儀 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南二丁目4番4号
【電話番号】	(03) 5720－7500
【事務連絡者氏名】	取締役 萱野 宏一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南二丁目4番4号
【電話番号】	(03) 5720－7500
【事務連絡者氏名】	取締役 萱野 宏一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第21期 平成21年3月	第22期 平成22年3月	第23期 平成23年3月	第24期 平成24年3月	第25期 平成25年3月
売上高 (千円)	13,593,879	13,694,509	13,927,498	13,927,976	14,382,186
経常利益 (千円)	627,020	419,516	322,693	212,051	362,483
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	323,837	206,053	72,254	△489,096	154,096
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,420,200	1,425,177	1,431,441	1,431,441	1,439,906
発行済株式総数 (株)	3,800,000	3,816,400	3,830,300	3,830,300	3,847,800
純資産額 (千円)	5,055,531	5,178,728	5,192,702	4,677,867	4,805,700
総資産額 (千円)	17,485,890	16,836,198	16,762,344	18,300,606	17,916,636
1株当たり純資産額 (円)	1,327.52	1,353.53	1,350.81	1,213.12	1,240.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (15.00)	20.00 (10.00)	20.00 (10.00)	5.00 (—)	14.00 (7.00)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	85.22	54.15	18.90	△127.69	40.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	85.09	53.83	18.81	—	39.84
自己資本比率 (%)	28.8	30.7	30.9	25.4	26.6
自己資本利益率 (%)	6.5	4.0	1.4	△10.0	3.3
株価収益率 (倍)	9.50	18.47	53.97	—	34.98
配当性向 (%)	35.2	36.9	105.8	—	34.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	956,492	1,148,940	1,015,395	1,298,637	1,649,627
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,553,749	△586,375	△410,221	△1,435,128	△754,478
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	96,244	△1,066,198	△594,589	268,648	△964,578
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	758,343	254,709	265,293	397,451	328,021
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	380 (474)	395 (510)	414 (519)	423 (440)	496 (406)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第24期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第24期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2【沿革】

年月	事項
平成元年3月	野村不動産㈱が開発する鶴川緑山住宅地内（東京都町田市）に、カルチャー（文化）とフィットネス（健康）をテーマにしたコミュニティー施設「鶴川緑山倶楽部」（現 メガロス緑山倶楽部）を運営することを目的とし、その運営母体として野村不動産㈱100%出資子会社、㈱エヌ・エフ・クリエイト（現 当社）を設立。 東京都新宿区西新宿に本社を設置。
平成元年11月	東京都町田市に鶴川緑山倶楽部（現 メガロス緑山倶楽部）を出店。
平成5年7月	フィットネス事業及びスクール事業への本格的な参入に当たり、㈱ピープル（現 ㈱コナミスポーツ&ライフ）と業務提携を締結。
平成7年3月	埼玉県草加市にメガロス草加店を出店。
平成9年3月	神奈川県大和市にメガロス大和店を出店。
平成10年9月	東京都八王子市にメガロス八王子店を出店。
平成13年3月	東京都立川市にメガロス立川店を出店。
平成13年4月	㈱メガロスに商号変更。
平成13年9月	東京都武蔵野市にメガロス吉祥寺店を出店。
平成13年10月	神奈川県横浜市保土ヶ谷区にメガロス横濱店を出店。
平成14年3月	東京都小金井市にメガロス武蔵小金井店を出店。
平成14年6月	神奈川県横浜市神奈川区にメガロス神奈川店を出店。
平成14年7月	東京都町田市にメガロス町田店、千葉県柏市にメガロス柏店を出店。
平成16年4月	東京都北区にメガロス田端店を出店。
平成16年10月	東京都調布市にメガロス調布店を出店。
平成17年4月	愛知県名古屋市中千種区にメガロス千種店を出店。中京地区へ初出店となる。 東京都立川市にメガロスプラシア立川店を出店。
平成17年5月	コナミスポーツ㈱（旧 ㈱ピープル、現 ㈱コナミスポーツ&ライフ）との業務提携を解約。
平成17年6月	千葉県市川市にメガロス本八幡店を出店。
平成17年7月	神奈川県横浜市港北区にメガロス綱島店を出店。
平成19年3月	東京都墨田区にメガロスプラシア錦糸町店（現 メガロス錦糸町店）を出店。
平成19年11月	埼玉県さいたま市浦和区にメガロス浦和バルコ店を出店。
平成19年11月	ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成20年4月	神奈川県横浜市青葉区にメガロス市ヶ尾オーキッド店を出店。
平成20年9月	東京都渋谷区にビヴィオ恵比寿店を出店。
平成20年10月	静岡県浜松市東区にメガロスガーデン浜松店を出店。
平成21年3月	神奈川県川崎市宮前区にメガロス鷺沼店を出店。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現 大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場。
平成22年5月	東京都武蔵野市にメガロス三鷹店を出店。
平成22年11月	ビヴィオ恵比寿店（東京都渋谷区）の営業を停止。
平成23年2月	本社を東京都渋谷区に移転。
平成23年3月	営業停止していたビヴィオ恵比寿店をメガロス恵比寿店の名称にて新たに営業を開始。
平成23年9月	東京都葛飾区にメガロス葛飾店を出店。
平成23年12月	神奈川県横浜市港南区にメガロス上永谷店を出店。

3【事業の内容】

当社は、フィットネスクラブ、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール、空手スクール等のスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売を行っており、平成25年3月31日現在、首都圏を中心に直営店26店舗のスポーツクラブを展開しております。

当社の店舗形態は、その基本的な構成要素の観点から概ね4つに分類され、フィットネスジム、スタジオ、プール及びテニスコートで構成される店舗が9店舗、フィットネスジム、スタジオ及びプールで構成される店舗が14店舗、フィットネスジム及びスタジオで構成される店舗が2店舗、並びにフィットネスジムのみで構成される店舗が1店舗あります。それぞれ出店地域の市場性や競合施設の状況により、地域マーケットに対応した会員種類、会費の設定を行っております。

メガロス緑山倶楽部及びプールなし店舗（3店舗）を除き、施設規模は床面積が約900坪から2,000坪と大型であり、浴室、ラウンジ等を備えるほか、施設によってゴルフレンジ、エステ等の多数のアイテムを用意しているため、会員は来館者数が多い場合でも、空いているアイテムを選択し、施設利用を楽しむことができるようになっております。また、床面積が大型であるため、設備の入替えによって新たなトレーニングプログラムを実施するスペースを設置する等、施設内のサービスポートフォリオの組換えが可能であり、顧客ニーズに柔軟に対応することができます。さらに、施設が大型であるため、視認性が高く、地域への浸透度が高いという効果もあります。

政府は、国民の健康づくり運動を様々な角度から推進しており、国民の健康に対する関心はますます高まっております。特に中高年層を中心に普段から健康を維持していこうとする「予防医療」へ関心が寄せられ、病気を予防するための「運動」への需要が高まっています。それに対応するため、当社では「倶楽部100[®]」を展開し、100歳になっても元気であるための健康講演会、トレーニング会などを実施することにより、中高年層向けのサービスの充実を図っております。

なお、当社ではフィットネス部門、スクール部門及びプロショップ部門別に売上高を認識しており、各部門の内容は、以下の通りです。

<フィットネス部門>

- ・フィットネスジム、スタジオ、プール、ゴルフレンジ等を利用することができる、大人を対象とした会員制フィットネスクラブの会費に基づく売上高から構成されている部門です。会員種類（フィットネス会員）には、利用可能な時間、曜日等、お客様のニーズに合わせたものを用意しております。

<スクール部門>

- ・スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール、空手スクール等、各種スクールの会費に基づく売上高から構成されている部門です。子供を対象としたスクールには、スイミングスクール、テニススクール、空手スクール等があり、スクール生の年齢・技術レベル等に応じて、各種クラスを用意し、きめ細やかな指導を行っております。また、大人を対象としたスクールには、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール等があります。

<プロショップ部門>

- ・営業店で主に会員向けに行っている、スポーツ用品等の販売に基づく売上高から構成されている部門です。

○過去5年間の会員数・店舗数の推移

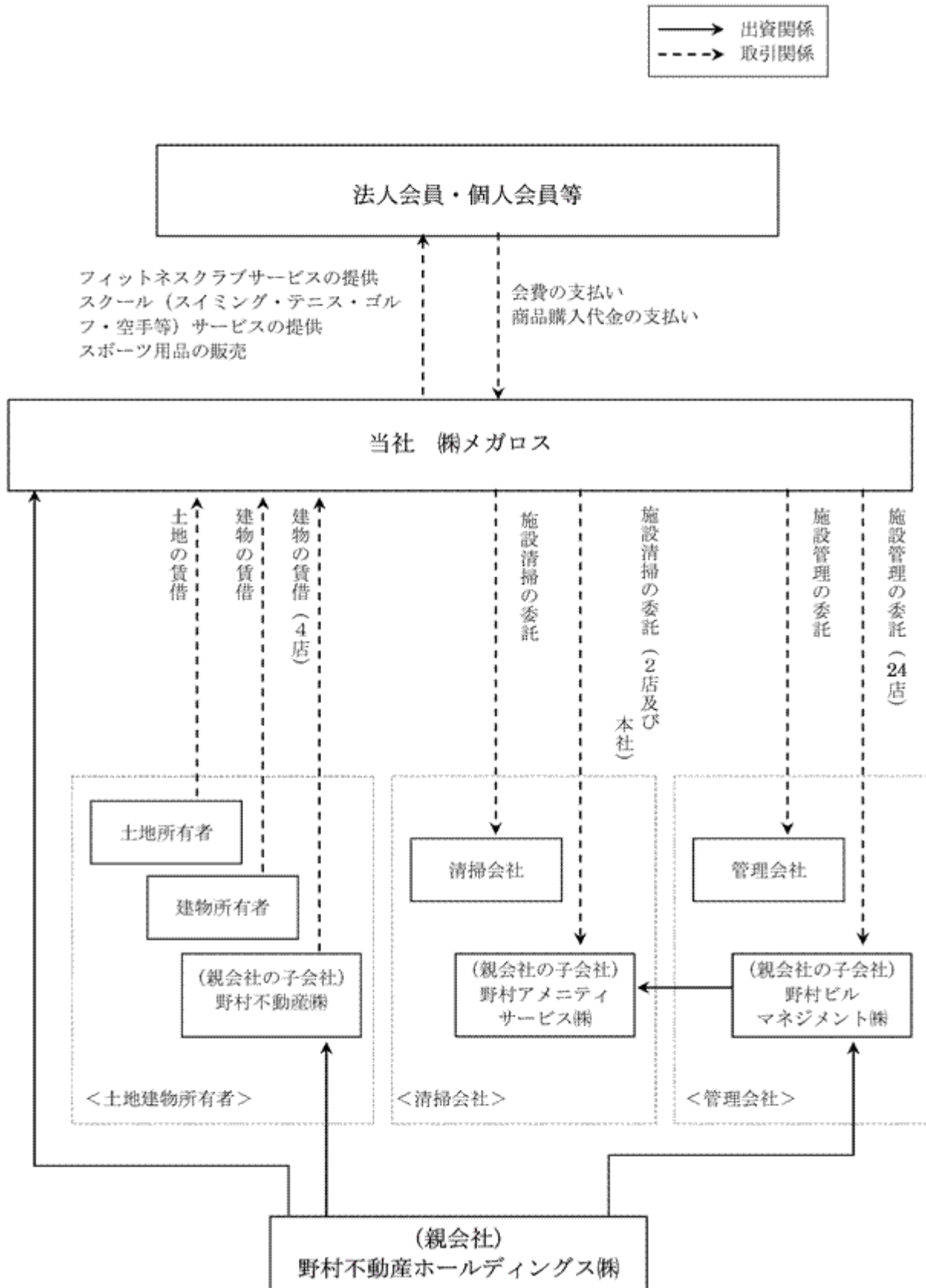
	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
会員数	129,944名	128,365名	127,707名	133,033名	132,196名
店舗数	23店舗	23店舗	24店舗	26店舗	26店舗

当社の親会社は、野村不動産(株)を中心とする企業グループにおける純粋持株会社であります野村不動産ホールディングス(株)で、同社は当社の株式を54.67%保有しております。野村不動産ホールディングス(株)とは事業上の取引関係はありませんが、野村不動産ホールディングス(株)の子会社のうち次の3社との取引があります。野村不動産(株)より店舗4店の建物賃借、野村ビルマネジメント(株)に店舗の施設管理業務を委託、野村アメニティサービス(株)に店舗および本社の清掃業務を委託しております。

また、平成25年3月21日付にて野村土地建物株式会社が野村不動産ホールディングス株式会社の株式を一部売却し、同社の親会社ではなくなったため、野村土地建物株式会社及び同社の親会社である野村ホールディングス株式会社は当社の親会社には該当しないこととなりました。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次の通りであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合 (%)	関係内容
(親会社) 野村不動産ホールディングス(株)	東京都新宿区	115,728	不動産関連事業を 営む会社の株式を 所有することによ り、当該会社事業 活動を支配、管理 する業務	54.67	役員の兼任 3 名

※野村不動産ホールディングス(株)は、有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
496 (406)	31.3	6.7	4,391,179

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員（アルバイトについては、月間164時間換算）を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当事業年度において、従業員数が73名増加しておりますが、その主な理由は新卒社員の定期採用及び臨時雇用者の一部を平成24年6月1日付で雇用期間の定めのない正社員に変更したこと等によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、輸出環境の改善や経済政策、金融政策の効果などを背景にデフレ経済から脱却し、インフレ期待への高揚感にも支えられ次第に景気回復へ向かうことが期待されるものの、雇用情勢や所得環境に依然として厳しさが残り、不透明な状況で推移しました。

一方、当スポーツクラブ業界は健康ビジネスの需要拡大を背景として、緩やかながら回復の兆しが見え始めているものの、企業間の競争により依然として厳しい経営環境にあります。

このように新規会員の獲得が厳しい経営環境の中、当社では各種キャンペーンを実施し休館日を利用した体験会等を行って会員の獲得に努めてまいりました。また、会員の定着を図るため新規入会者向け初期対応の強化や倶楽部100[®]懇親パーティー、ハワイアンブリーズ（フラダンス発表会&レッスン）等の各種イベントを実施し、品質維持向上のための人材育成等も積極的に行ってまいりました。なお、倶楽部100[®]とは健康で生きがいのある人生を送りたい方が集うクラブ内サークルです。

施設面では、以下の施設についてリニューアル工事を実施し、トレーニングマシンの刷新等を行って店舗のクオリティの向上に努めてまいりました。

<リニューアル実施店舗>

- メガロス立川店（東京都立川市） 平成24年8月
- メガロス大和店（神奈川県大和市） 平成25年1月
- メガロス横濱店（神奈川県横浜市） 平成25年1月
- メガロス神奈川店（神奈川県横浜市） 平成25年1月

この他に新たな事業機会への取り組みとして、平成24年10月に「メガロス小平テニススクール（東京都小平市）」、平成24年11月にストレッチマシンを使った新しいコンパクトフィットネスクラブ「らくのびステーション（メガロス調布店内<東京都調布市>）」をオープンいたしました。

以上の結果、会員数は平成25年3月31日時点で132,196名となり、前年同期比837名の減少となりましたが、当事業年度の売上高は14,382百万円（前年同期比3.3%増）、経常利益は362百万円（前年同期比70.9%増）となりました。なお、平成25年末に予定しているメガロス緑山倶楽部（東京都町田市）の閉鎖に伴い、当該店舗固定資産の当事業年度末帳簿価額の全額（49百万円）を特別損失として計上し、当期純利益は154百万円（前年同期比643百万円増）となりました。前事業年度においては減損損失として896百万円を特別損失に計上いたしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末（平成25年3月31日）における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、328百万円となり、前事業年度末と比較して69百万円の減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、1,649百万円の資金の増加（前事業年度比350百万円増）となりました。これは主に、減価償却費を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、754百万円の資金の減少（前事業年度比680百万円増）となりました。これは主に、有形固定資産を取得したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、964百万円の資金の減少（前事業年度比1,233百万円減）となりました。これは主に、借入金を返済したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、フィットネスクラブ、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール、空手スクール等のスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売を事業としているため、生産及び受注の内容は記載しておりません。

(1) 部門別売上高

部門	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
	金額(千円)	構成比(%)	前事業年度比(%)
フィットネス部門	9,475,702	65.9	+3.7
スイミングスクール	1,619,104	11.3	+6.8
テニススクール	1,084,225	7.5	△1.7
その他のスクール	587,201	4.1	+4.6
スクール部門合計	3,290,530	22.9	+3.5
プロショップ部門	771,034	5.4	△6.6
その他の収入(注)3	844,918	5.9	+8.0
合 計	14,382,186	100.0	+3.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 割合については、小数点第2位を四捨五入しております。

3. スポーツクラブ施設に付帯する駐車料金、プライベートロッカー等の収入であります。

(2) 部門別会員数

部門	当事業年度末 (平成25年3月31日現在)		
	会員数(名) (注)	前事業年度末比(名)	前事業年度末比(%)
フィットネス部門	92,090	△955	△1.0
スイミングスクール	22,375	320	+1.5
テニススクール	11,281	△300	△2.6
その他のスクール	6,450	98	+1.5
スクール部門合計	40,106	118	+0.3
合 計	132,196	△837	△0.6

(注) 平成25年3月31日現在、在籍されている会員数です。

(3) 地域別売上高

地域別 (施設数)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		備考
	金額(千円)	前事業年度比(%)	
埼玉県 合計 (2施設)	946,057	△1.7	
千葉県 合計 (2施設)	1,195,047	△1.5	
東京都 合計 (14施設)	6,686,856	+3.9	(注) 2
神奈川県 合計 (8施設)	4,297,839	+5.6	
静岡県 合計 (1施設)	419,188	+3.8	
愛知県 合計 (1施設)	837,196	△0.9	
合計 (28施設)	14,382,186	+3.3	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の表には、本社1施設(東京都)の売上高を含んでおります。

3【対処すべき課題】

(1) 経営理念

当社は「スポーツクラブ事業を通じて人々に健康であることの「喜び」「大切さ」を啓蒙し、人々の“健康”と“生きがい”創造に貢献する」ことにより、顧客や社会と共に栄え、成長していくことを責務と考えております。

そのために、当社は「顧客満足を感じと喜びに変える」を経営理念として掲げ、「顧客が望んでいたもの、あるいは望んでいることに気が付いていなかったもの」、「能動的参加の場（スイミング大会等）」を最適のタイミングで提供し、顧客の「感動」を創出していきたいと考えております。

当社は、この経営理念を全従業員に啓蒙し、質の高いサービスを提供していくことにより、高い収益性と成長性を実現し、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

(2) 会社の対処すべき課題及び中期的な経営戦略

我が国経済は一部持ち直しの動きがみられるものの、原油及び電力価格の高騰等、景気が下押しされるリスクもあり不透明な状況が続くものと考えております。

一方、当スポーツクラブ業界は我が国の人口構造の高齢化もあり、国民の健康に関する関心は依然として高く、厳しい経営環境が続く中でも着実な回復に向かうものと考えております。

このような状況の中、当社は「顧客満足を感じと喜びに変える」という経営理念に基づき、全社員が顧客目線に立ってマーケットニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

① 会員定着率の向上

各種顧客満足度調査でトップランクに評価される当社の強みを維持し会員定着率の向上を図るためには、従業員一人ひとりのサービスレベルが重要であると考えております。そのためには、専門的な知識の習得による技術指導の向上だけでなく、会員との密なコミュニケーションや施設運営における基本的な動作の徹底が必要であります。

更なるサービスレベルの向上を目指すため、社内研修等の体制を強化し人材の育成に注力してまいります。

② 商品開発の強化

国民の健康に対する関心が高まる一方、様々なサービスの出現により顧客のニーズは細分化が進んでいると考えております。これらのニーズに的確に対応するため、当社はお客様へのメニューの拡充を積極的に図ってまいります。

③ 新規出店の強化

従来の店舗開発ならびにこれまでの規模及び形態にとらわれない店舗の開発を行うため、人員の増強を図り情報収集と提案力を強化し、新規出店用地の確保に注力してまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項については、当事業年度末（平成25年3月31日）現在において当社が入手可能な情報等に基づいて判断したものであります。

(1) 経済状況について

高齢社会を背景に、国民医療費や福祉関連など、健康に関わる社会的コストの増大が続く一方で、国民の健康への関心は高まっており、スポーツクラブの社会的役割は引き続き拡大していくものと思われます。しかしながら、景気の悪化等により個人消費が低迷するような場合は、スポーツクラブへの支出が優先的に抑えられるおそれがあります。その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新規出店について

新規出店の際のオープン前経費につきましては、全て発生した期に計上しております。そのため、多くの新規出店を行った場合、経費が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) リニューアル工事について

当社は店舗のクオリティを維持することにより、新規入会者の獲得及び会員定着率向上を図るため、計画的にリニューアル工事を実施しております。しかしながら、競合店の状況等を踏まえリニューアル工事を実施する店舗が同時期に集中した場合や、断続的にリニューアル工事が必要となった場合、経費が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 敷金・保証金について

当社が賃貸借契約により差し入れている敷金・保証金の残高は当事業年度末で4,436百万円となっております。万一賃貸人の財政状況が悪化し、敷金・保証金の回収が不能となった場合、賃料との相殺や担保権実行による回収ができない範囲で貸倒損失が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合店の出店について

スポーツクラブの商圈は、施設からの距離・時間によってほぼ決定され、一定の範囲に限定されております。従って、当社の店舗と同一商圈内に、競合するスポーツクラブが新たに出店した場合、商圈内の需要を分け合ってしまう、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競合サービスの影響について

国民の健康への関心が高まっておりますが、それに対応して様々なサービスも出現しております。サービスの中には、通販ビジネスにおける健康器具販売、トレーニングビデオ販売、トレーニング等ができるゲーム機器販売等、健康増進やダイエット等の観点から、当社の事業と競合するものがあります。今後、消費者の関心が競合サービスにより一層流れた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 有利子負債残高の影響について

当社は、新規出店にあたっては、敷金・保証金のほか当社負担の工事等の設備投資が必要となり、その殆どを借入金にてまかなっております。当事業年度末の有利子負債残高（リース債務を除く）は8,975百万円となっており、総資産に占める有利子負債の割合は50.1%となっております。そのため、今後金利が上昇した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報について

当社は、業務遂行上の必要性から、多くの個人情報を取り扱っております。これらの個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、関係する諸法令の遵守と適正な取扱いの確保に努めており、社内諸規程等を定めたうえ、社員の教育・啓蒙を行い、顧客の権利利益の保護を図っております。

しかしながら、不測の事態により、万一個人情報が外部へ漏洩した場合、当社の信用の失墜等をよび、それに伴う売上高の減少や損害賠償費用の発生等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 施設内での事故

施設内で事故が発生した場合、当社は賠償請求を受ける可能性があります。当社は施設内で発生する事故に関し、賠償責任保険に加入しておりますが、保険金額を超える請求がなされた場合、当該超過額については、当社が負担することとなります。また、当該事故の発生により、当社のブランドイメージが毀損し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 天災地変等

当社の店舗は首都圏に集中しているため、首都圏で地震や風水害等の天災地変等が発生した場合、多くの施設で営業ができなくなるおそれがあります。その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 親会社グループとの関係について

① 資本関係について

当事業年度末（平成25年3月31日）現在、野村不動産グループの持株会社である野村不動産ホールディングス(株)は、当社の発行済株式総数の54.67%を保有する親会社であります。

② 取引関係について

当事業年度における当社と野村不動産グループ各社との主な取引関係は以下の通りです。

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)
親会社の子会社	野村不動産(株)	—	施設の賃借	賃借料の支払 (注) 2	223,736
親会社の子会社	野村ビルマネジメント(株)	—	施設の管理委託	管理委託料の支払 (注) 3	228,317
親会社の子会社	野村アメニティサービス(株)	—	施設の清掃委託	清掃委託料の支払 (注) 4	5,122

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含んでおりません。

- 野村不動産(株)と店舗4店（「メガロス緑山倶楽部」「メガロス横濱店」「メガロス三鷹店」「メガロス相模大野店」）の建物賃借の取引があります。賃借料は、不動産鑑定士の鑑定価格や、市場価格を参考に両社で協議の上決定しています。
- 野村ビルマネジメント(株)とは店舗24店の施設管理業務の取引があります。管理委託料は、野村ビルマネジメント(株)との間に締結した管理委託契約に基づき、同業他社の管理委託料との比較の上、決定しています。
- 野村アメニティサービス(株)とは店舗2店および本社の清掃業務の取引があります。清掃委託料は、野村アメニティサービス(株)との間に締結した清掃業務委託契約に基づき、同業他社の清掃委託料との比較の上、決定しています。

③ 人的関係について

当社は、経営体制や監査機能の充実を図るため、野村不動産ホールディングス(株)より非常勤取締役1名（同社取締役吉田祐康）及び、非常勤監査役2名（同社監査役栗原洋二及び同社監査役吉岡茂明）を招聘しております。

当社と野村不動産ホールディングス(株)との関係は以上の通りですが、いずれも当社の自由な営業活動や経営判断に影響を与えるものではなく、かつ野村不動産グループ内に競合する会社もありません。当社は野村不動産グループ各社から独立しており、独自に事業運営を行ってまいります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在（平成25年3月31日）において当社が判断したものであります。

1. 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しており、重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況、1 財務諸表等、（1）財務諸表、重要な会計方針」に記載しているとおりであります。この財務諸表の作成にあたっては一定の会計基準の範囲内で見積りがなされ、引当金の計上等の数値に反映されております。これらの見積りについては、必要に応じて見直しを行っておりますが、不確実性があるため、実際の結果が見積りと異なる場合があります。

2. 当事業年度の経営成績の分析

売上高は、前事業年度に比べ3.3%増加し、14,382百万円となりました。これは主に前事業年度にオープンした新店2店舗（メガロス葛飾店、メガロス上永谷店）が通期稼動したことによるものであります。

売上原価は、前事業年度に比べ1.5%増加し、12,437百万円となりました。これは主にメガロス相模大野店の新規出店に伴う開業経費の負担及び既存店4店舗のリニューアル実施によるものであります。

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ8.5%増加し、1,380百万円となりました。これは主に前事業年度に新設した事務センターが通期稼動したこと、及び店舗設備の維持管理業務並びに顧客対応業務を強化するための部門を新設した結果、本社の人件費が増加したことによるものであります。

この結果、営業利益は前事業年度比42.5%増の564百万円、経常利益は前事業年度比70.9%増の362百万円、当期純利益は前事業年度比643百万円増の154百万円となりました。

3. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の売上高は、会員からの会費収入に大きく依存しており、新規入会者の獲得及び会員定着率の向上により会員数を確保することが重要であります。その為に、既存店では定期的なリニューアル工事の実施や、質の高いサービスの提供を行うための人材の確保と育成に力を入れております。

また、売上を大きく伸ばしていくためには、新店の出店が欠かせません。情報力の強化を図り、厳選した立地に新規出店を継続してまいります。

4. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

（資産）

当事業年度末（平成25年3月31日）における総資産は、17,916百万円となり、前事業年度末に比べ383百万円減少いたしました。これは主に、減価償却費が有形固定資産の取得を上回ったことにより、固定資産が減少したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における総負債は、13,110百万円となり、前事業年度末に比べ511百万円減少いたしました。これは主に、借入金を返済したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は、4,805百万円となり、前事業年度末に比べ127百万円増加いたしました。これは主に、前事業年度決算に係る期末配当金及び当事業年度決算に係る中間配当金を支払った一方で、当期純利益を計上したことによるものであります。

（キャッシュ・フロー）

当事業年度末における現金及び現金同等物残高は、328百万円となり、前事業年度末に比べ69百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況、1 業績等の概要、（2）キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

なお、自己資本比率、時価ベースの自己資本比率、債務償還年数、事業収益インタレスト・カバレッジ・レシオは以下の通りであります。

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
自己資本比率 (%)	30.9	25.4	26.6
時価ベースの自己資本比率 (%)	23.3	22.7	30.1
債務償還年数 (年)	9.1	7.4	5.4
事業収益インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	2.6	1.9	2.5

①各指標の算式は以下のとおりです。

自己資本比率 : 自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額（期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後））／総資産

債務償還年数 : 有利子負債／営業キャッシュ・フロー

事業収益インタレスト・

カバレッジ・レシオ : (営業利益＋受取利息＋受取配当金)／支払利息

②有利子負債は、貸借対照表に計上されている短・長期借入金を対象としております。営業キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。また、支払利息については、損益計算書の支払利息を使用しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資額は総額1,020百万円であり、主な内訳は新規出店投資及び既存施設の改修投資等であります。なお、設備投資の総額には、敷金・保証金76百万円が含まれております。
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物・ 構築物	車両運搬具・ 工具、器具及び 備品	リース資産	合計	
本社 (東京都渋谷区)	—	事務所	102,625	5,556	48,321	156,504	89 (1)
メガロス緑山倶楽部 (東京都町田市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	—	—	—	—	10 (11)
メガロス草加店 (埼玉県草加市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	160,737	7,410	7,915	176,064	23 (24)
メガロス大和店 (神奈川県大和市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	346,811	17,634	8,593	373,039	22 (25)
メガロス八王子店 (東京都八王子市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	306,944	9,631	11,827	328,402	22 (20)
メガロス立川店 (東京都立川市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	350,274	16,124	15,475	381,874	14 (18)
メガロス吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	249,622	8,272	12,099	269,994	13 (12)
メガロス横濱店 (神奈川県横浜市 保土ヶ谷区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	410,729	15,084	15,919	441,733	22 (24)
メガロス武蔵小金井店 (東京都小金井市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	333,920	5,440	922	340,283	19 (16)
メガロス神奈川店 (神奈川県横浜市神奈川区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	356,037	4,417	8,005	368,459	23 (19)
メガロス町田店 (東京都町田市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	338,829	6,087	3,869	348,786	22 (19)
メガロス柏店 (千葉県柏市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	972,162	10,724	3,892	986,779	23 (23)
メガロス田端店 (東京都北区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	336,646	7,021	11,407	355,075	14 (13)
メガロス調布店 (東京都調布市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	379,510	3,828	7,276	390,615	15 (13)
メガロス千種店 (愛知県名古屋市中千種区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	914,111	4,630	18,061	936,803	22 (20)
メガロスブラシア立川店 (東京都立川市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	358,466	3,442	553	362,462	9 (13)
メガロス本八幡店 (千葉県市川市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	303,755	4,864	6,270	314,891	12 (13)
メガロス綱島店 (神奈川県横浜市港北区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	439,603	5,974	9,243	454,820	19 (20)

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物・ 構築物	車両運搬具・ 工具、器具及び 備品	リース資産	合計	
メガロス錦糸町店 (東京都墨田区)	フィットネス部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	120,364	2,221	250	122,835	6 (5)
メガロス浦和パルコ店 (埼玉県さいたま市浦和区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	175,222	1,149	—	176,372	7 (8)
メガロス市ヶ尾オーキッド店 (神奈川県横浜市青葉区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	310,329	6,084	1,692	318,107	9 (13)
メガロス恵比寿店 (東京都渋谷区)	フィットネス部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	83,970	2,591	5,401	91,963	4 (4)
メガロスガーデン浜松店 (静岡県浜松市東区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	20,713	4,626	6,512	31,852	18 (13)
メガロス鷺沼店 (神奈川県川崎市宮前区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	1,004,835	15,576	16,175	1,036,587	10 (12)
メガロス三鷹店 (東京都武蔵野市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	549,216	16,148	24,876	590,240	14 (14)
メガロス葛飾店 (東京都葛飾区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	454,761	24,909	407,074	886,744	12 (17)
メガロス上永谷店 (神奈川県横浜市港南区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	433,814	26,942	433,768	894,525	15 (11)
メガロス相模大野店 (神奈川県相模原市南区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	557,599	43,580	2,300	603,479	8 (5)
合計			10,371,617	279,975	1,087,707	11,739,299	496 (406)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物・構築物」は、建物、建物附属設備及び構築物の合計であります。また、上表には建設仮勘定は含まれておりません。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員(アルバイトについては、月間164時間換算)を外数で記載しております。
- リース契約による主な賃借設備は下記のとおりであります。

名称	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
建物の一部、トレーニング機器他	各クラブ多数	主に建物は20年、トレーニング機器は5年	364,722	784,341

- 当社はメガロス柏店、メガロス千種店及びメガロス鷺沼店については土地、その他の事業所はいずれも建物を賃借しており、当事業年度における賃借料の総額は2,589,564千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

平成25年3月31日現在において、重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

平成25年3月31日現在において、重要な除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,847,800	3,865,100	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式 単元株式数100株
計	3,847,800	3,865,100	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行いたしました新株予約権は、次のとおりであります。

①株式会社メガロス 2008年度第2回新株予約権(平成20年11月13日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	120	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり740 ただし、当該払込金額(以下 「行使価額」という)は (注)1の定めにより調整 を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日 至平成27年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 924 資本組入額 462	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の決 議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3のとおり	同左

②株式会社メガロス 2009年度第2回新株予約権（平成21年7月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	220	160
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,000	16,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,010 ただし、当該払込金額（以下 「行使価額」という）は （注）1の定めにより調整 を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月3日 至 平成28年8月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,269 資本組入額 635	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の決 議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

③株式会社メガロス 2010年度第1回新株予約権（平成22年7月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	22	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,200	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1	—
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月23日 至 平成28年8月22日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 984 資本組入額 492	—
新株予約権の行使の条件	（注）4のとおり	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の決 議による承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5のとおり	—

④株式会社メガロス 2010年度第2回新株予約権（平成22年7月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	230	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,000	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,093 ただし、当該払込金額（以下 「行使価額」という）は （注）1の定めにより調整 を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月23日 至 平成29年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,312 資本組入額 656	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の決 議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

⑤株式会社メガロス 2011年度第1回新株予約権（平成23年7月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	41	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,100	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1	—
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月22日 至 平成29年8月21日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,034 資本組入額 517	—
新株予約権の行使の条件	（注）4のとおり	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の決 議による承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5のとおり	—

⑥株式会社メガロス 2011年度第2回新株予約権（平成23年7月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	230	230
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,000	23,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,105 ただし、当該払込金額（以下 「行使価額」という）は （注）1の定めにより調整 を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月22日 至 平成30年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,340 資本組入額 670	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の決 議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

⑦株式会社メガロス 2012年度第1回新株予約権（平成24年7月25日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	79	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,900	7,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月20日 至 平成30年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,097 資本組入額 549	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の決 議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5のとおり	同左

⑧株式会社メガロス 2012年度第2回新株予約権（平成24年7月25日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数（個）	280	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	28,000	28,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,196 ただし、当該払込金額（以下 「行使価額」という）は （注）1の定めにより調整 を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年8月20日 至平成31年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,388 資本組入額 694	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の決 議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

（注）1. 当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。
前記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

2. ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位（以下総称して「要件地位」という）にあることを要する。
- ②対象者は、新株予約権の行使時点で当社の就業規則に基づく論旨解職若しくは懲戒解職の決定又はこれらに準じる事由がないことを要する。

- ③対象者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、又はこれらに準じる理由による退任・退職であるときは、①にかかわらず、要件地位喪失日又は表中の「新株予約権の行使期間」（以下「権利行使期間」という）の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（但し、権利行使期間の満了日までとする）までに限り、新株予約権を行使することができる。
- ④対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が①及び②の条件を満たしていた場合、又は③に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる（当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という）。但し、権利承継者が行使することができる期間は、①及び②の条件を満たしていた場合は、対象者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（但し、権利行使期間の満了日までとする）までとし、③の場合は、対象者が③に基づき行使することができるとされた期間と同一とする。
- ⑤権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- ⑥対象者又は権利承継者は割当てを受けた新株予約権を2回を超える回数に分割して行使することができない。
- ⑦新株予約権1個の一部についての権利行使はできない。
- ⑧その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- ④各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の行使時の払込金額」の行使価額に準じて決定された金額に、③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(1)に記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件
前記（注）2に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得に関する事項

以下に定める議案を目的事項とする株主総会の招集を取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりこれを定める。

- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4)当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
- (5)新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4. ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位（以下総称して「要件地位」という）にあることを要する。
- ②対象者が要件地位を喪失した場合、①にかかわらず、要件地位喪失日又は表中の「新株予約権の行使期間」（以下「権利行使期間」という）の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（但し、権利行使期間の満了日までとする）までに限り、新株予約権を行使することができる。
- ③対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が①の条件を満たしていた場合、又は②に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる（当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という）。但し、権利承継者が行使することができる期間は、①の場合は、対象者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（但し、権利行使期間の満了日までとする）までとし、②の場合は、対象者が②に基づき行使することができるとされた期間と同一とする。
- ④権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- ⑤対象者又は権利承継者は割当てを受けた新株予約権を1回に限り行使することができるものとし、これを複数回に分割して行使することはできない。
- ⑥新株予約権1個の一部についての権利行使はできない。
- ⑦その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- ④各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額を1円とし、これに③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(1)に記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件
- 前記（注）4に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得に関する事項
- 以下に定める議案を目的事項とする株主総会の招集を取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりこれを定める。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4)当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
- (5)新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案
- ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 1	16,400	3,816,400	4,977	1,425,177	4,977	1,125,177
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 1	13,900	3,830,300	6,263	1,431,441	6,263	1,131,441
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注) 1	17,500	3,847,800	8,465	1,439,906	8,465	1,139,906

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が17,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,289千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	3	45	1	1	2,935	2,986	—
所有株式数（単元）	—	12	22	21,405	2	3	17,031	38,475	300
所有株式数の割合（％）	—	0.03	0.06	55.63	0.01	0.01	44.27	100	—

(注) 自己株式163株は、「個人その他」に1単元及び「単元未満株式の状況」に63株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村不動産ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	2,103,600	54.67
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	520,000	13.51
メガロス従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿南二丁目4番4号	278,700	7.24
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	24,000	0.62
木皿儀 邦夫	東京都日野市	19,300	0.50
株式会社ジャフコ	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	16,800	0.44
高越 忠尚	神奈川県茅ヶ崎市	15,000	0.39
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	11,200	0.29
水谷 賢治	奈良県奈良市	9,300	0.24
中村 滋彦	東京都大田区	8,800	0.23
計	—	3,006,700	78.14

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,847,400	38,474	同上
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,847,800	—	—
総株主の議決権	—	38,474	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式63株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガロス	東京都渋谷区恵比寿 南二丁目4番4号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

① 株式会社メガロス 2008年度第2回新株予約権(平成20年11月13日取締役会決議)

決議年月日	平成20年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況①」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②株式会社メガロス 2009年度第2回新株予約権（平成21年7月16日取締役会決議）

決議年月日	平成21年7月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況②」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③株式会社メガロス 2010年度第1回新株予約権（平成22年7月28日取締役会決議）

決議年月日	平成22年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況③」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④株式会社メガロス 2010年度第2回新株予約権（平成22年7月28日取締役会決議）

決議年月日	平成22年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況④」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤株式会社メガロス 2011年度第1回新株予約権（平成23年7月27日取締役会決議）

決議年月日	平成23年7月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況⑤」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥株式会社メガロス 2011年度第2回新株予約権（平成23年7月27日取締役会決議）

決議年月日	平成23年7月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況⑥」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦株式会社メガロス 2012年度第1回新株予約権（平成24年7月25日取締役会決議）

決議年月日	平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況⑦」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧株式会社メガロス 2012年度第2回新株予約権（平成24年7月25日取締役会決議）

決議年月日	平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 13
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況⑧」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	113	153,679
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	163	—	163	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益配分については、当該期の業績、今後の経営環境、設備投資計画などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスを考慮のうえ決定することを基本方針としております。内部留保資金の用途につきましては、将来における利益獲得のため、新規出店や既存営業店のリニューアル等への投資を図りたいと考えております。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、中間配当金・期末配当金をそれぞれ1株当たり7円としております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成24年10月25日 取締役会	26	7
平成25年6月25日 定時株主総会	26	7

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	1,400	1,160	1,170	1,167	1,470
最低(円)	581	741	875	990	1,050

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	1,125	1,132	1,170	1,410	1,399	1,470
最低(円)	1,098	1,082	1,116	1,166	1,222	1,362

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	—	木皿儀 邦夫	昭和31年11月30日生	昭和54年4月 野村不動産(株)入社 平成9年6月 同社広報部長 平成10年10月 同社第一住宅販売部長 平成11年12月 同社オーダーメイドマンション事業部長 平成15年6月 同社取締役 平成18年4月 当社常務取締役、管理本部長嘱託 平成21年6月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社代表取締役社長、事業本部長嘱託 平成24年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 4	19,300
常務取締役	事業本部長嘱託・営業本部担当	高越 忠尚	昭和32年6月23日生	昭和56年4月 野村不動産(株)入社 平成9年6月 同社札幌支店長 平成14年6月 野村不動産アーバンネット(株)取締役 平成18年4月 当社常務取締役、営業本部副本部長嘱託 平成19年4月 当社常務取締役、営業本部・事業開発本部担当 平成21年1月 当社常務取締役、事業開発本部長嘱託・営業本部担当 平成21年6月 当社常務取締役、管理本部長嘱託 平成24年6月 当社常務取締役、事業本部長嘱託・営業本部担当(現任)	(注) 4	15,000
取締役	管理本部長嘱託	萱野 宏一	昭和35年1月5日生	昭和58年4月 野村不動産(株)入社 平成21年4月 同社法人カンパニー商品販売部長 平成22年12月 同社法人カンパニービルディング営業部長 平成24年4月 当社顧問 平成24年6月 当社取締役、管理本部長嘱託(現任)	(注) 2	2,000
取締役	—	吉田 祐康	昭和37年8月8日生	昭和61年4月 野村不動産(株)入社 平成17年6月 同社総合企画室長 平成17年6月 野村不動産ホールディングス(株)総合企画部長 平成21年4月 野村不動産(株)取締役兼執行役員 平成21年6月 野村不動産ホールディングス(株)取締役 平成24年4月 野村不動産(株)取締役兼常務執行役員(現任) 平成24年5月 野村不動産ホールディングス(株)取締役兼執行役員(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	丸子 祐一	昭和28年9月1日生	昭和52年4月 野村不動産㈱入社 平成9年6月 同社事業企画部長 平成12年4月 同社資産運用事業部長 平成13年4月 同社資産運用カンパニー企画 室長 平成15年1月 野村不動産投信㈱取締役 平成15年3月 同社代表取締役副社長 平成17年7月 野村不動産投資顧問㈱代表取 締役社長 平成21年4月 野村不動産㈱顧問 平成21年6月 当社常勤監査役（現任） 平成21年8月 野村不動産オフィスファンド 投資法人執行役員（現任）	(注) 5	—
監査役	—	栗原 洋二	昭和28年10月3日生	昭和51年4月 野村證券㈱入社 平成12年6月 野村不動産㈱取締役 平成12年6月 当社取締役 平成16年5月 野村不動産ホールディングス ㈱取締役 平成16年6月 野村不動産㈱常務取締役 平成19年6月 当社監査役 平成20年4月 野村不動産㈱取締役兼常務執 行役員 平成21年6月 当社取締役 平成23年10月 野村不動産投資顧問㈱取締役 社長 平成24年4月 野村不動産㈱監査役（現任） 平成24年6月 野村不動産ホールディングス ㈱監査役（現任） 平成24年6月 当社監査役（現任）	(注) 3	—
監査役	—	吉岡 茂明	昭和30年1月21日生	昭和54年4月 野村不動産㈱入社 平成13年4月 同社総務部長 平成15年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役 平成20年4月 同社顧問 平成20年6月 同社監査役（現任） 平成20年6月 野村不動産ホールディングス ㈱監査役（現任） 平成24年6月 当社監査役（現任）	(注) 3	—
監査役	—	小野 顕	昭和46年12月28日生	平成10年4月 東京弁護士会登録 平成10年4月 東京青山法律事務所（現東京 青山・青木・狛法律事務所） 参加 平成11年3月 沖信・石原・清法律事務所 （現スプリング法律事務所） 参加 平成18年1月 同パートナー弁護士（現任） 平成24年6月 当社監査役（現任）	(注) 3	—
計						36,300

- (注) 1. 監査役 丸子 祐一、吉岡 茂明及び小野 顕は、社外監査役であります。
2. 平成24年6月26日開催の定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
 3. 平成24年6月26日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
 4. 平成25年6月25日開催の定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
 5. 平成25年6月25日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

以下のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、この有価証券報告書提出日現在のものを記載しております。

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的、継続的に企業価値を最大化するように統治されなければならないと考えており、収益力の向上を目指して事業を推進するとともに、透明性の高い経営体制の構築に努めております。

② 企業統治の体制の概要

イ 企業統治の体制の概要

・ 取締役会

取締役会は取締役4名で構成され、当社の重要事項を決定し、取締役の業務の執行状況を監督しております。なお、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

・ 監査役会

当社は「監査役制度」を採用しています。監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、監査方針、業務の分担等の策定を行うとともに、その方針及び分担に基づき行われた監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。

・ 経営協議会

当社は、全般的な重要事項を審議し、業務執行の意思統一を図る機関として、代表取締役社長、常勤取締役及び執行役員をメンバーとする経営協議会を設置しており、常勤監査役も出席しております。なお、当社における執行役員は従業員であり、従業員資格等級制度の最上位職層となります。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、経営の監視は主として監査役により行われるべきであると考えております。監査役のうち半数以上を社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な業務監査を実施できる体制としており、監査室及び会計監査人と連携を図りながら監査実務の実効性を高めております。また、リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立するとともに、各々について定期的に取り締り会での報告を行うことで取締役の職務の執行の監督を実効性あるものとしております。

ハ リスク管理体制、コンプライアンス体制の状況等

・ リスク管理体制

当社のリスク管理活動を推進するため、「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会運営規程」に則り、取締役社長、常勤取締役、本部長等をメンバーとするリスク管理委員会を設置しております。同委員会では、当社の企業経営及び事業展開に伴い遭遇するリスクに関し、発生前の予防、発生時の対応及び発生後の再発防止等について具体的な対応策を審議いたします。また、日常業務において発生する法的リスクに対するアドバイスを受けるため、外部の弁護士と顧問契約を締結しております。なお、リスク管理委員会は原則として月1回、必要あるときは臨時に開催し、審議内容を取り締り会に報告しております。

・ コンプライアンス体制

当社では、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付けております。コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員に対し総務部が中心となり、継続的な教育、啓蒙活動を推進しております。また、コンプライアンスに関する情報収集の観点から、従業員の内部通報窓口「リスクホットライン」を設置しております。

ニ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役である丸子 祐一、吉岡 茂明及び小野 顕の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に規定する金額の合計額となります。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につきまして善意かつ重大な過失がないときに限られます。

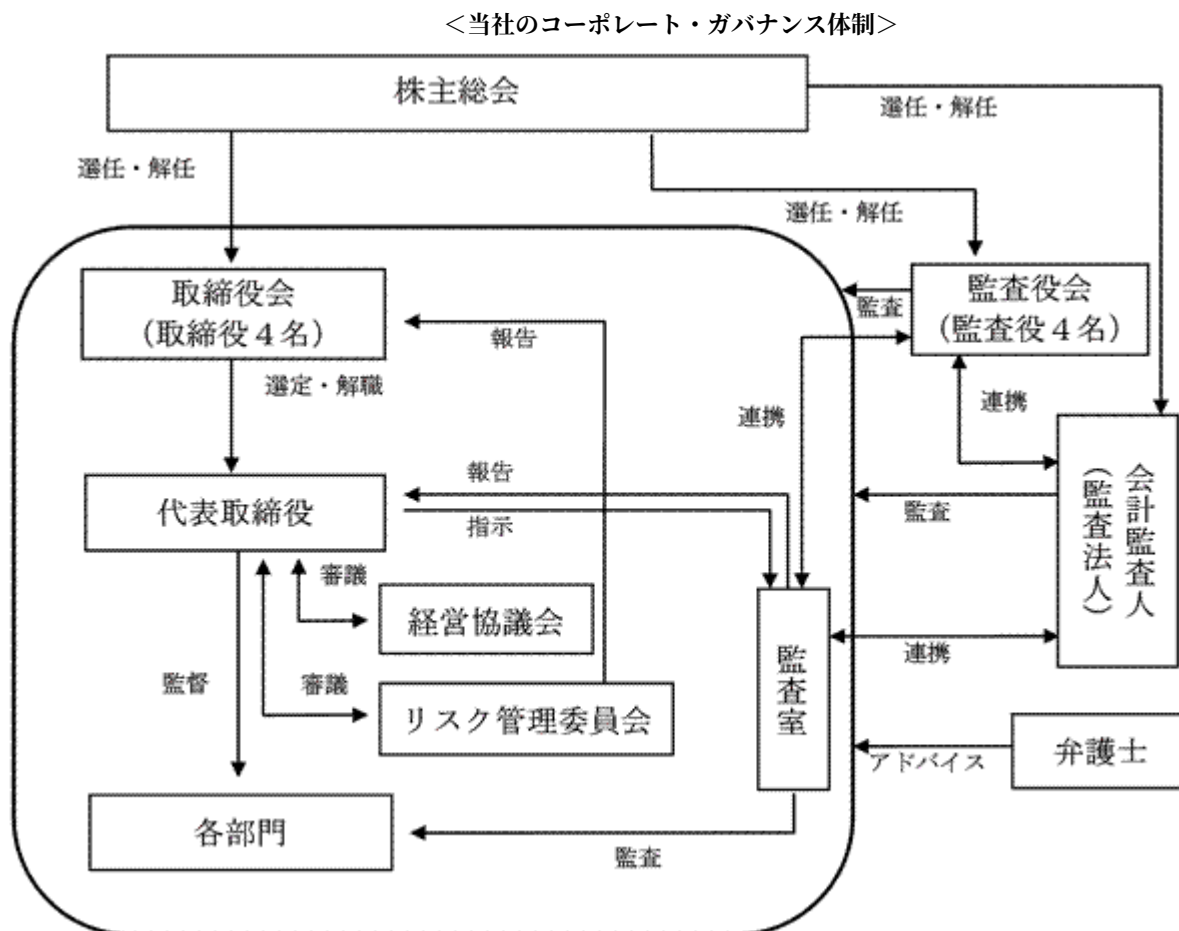
③ 内部監査及び監査役監査の状況

イ 内部監査体制

当社では、内部監査部門として監査室（４名）を設置しており業務監査と内部統制を所管しております。監査室は、取締役社長直轄となっており、組織上の独立性を保っております。監査室は、定期的に監査役や会計監査人と連携を図りながら、会社業務全般を監査しております。

口 監査役監査体制

各監査役は、取締役会、経営協議会、リスク管理委員会に出席するほか、必要に応じて役職員に対して報告を求め、定期的に監査室や会計監査人と連携を図りながら、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役社長、常勤取締役、その他必要に応じて各部門長と意見交換を行っております。なお、監査役丸子 祐一は、財務に関する長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役小野 顕は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。



④ 社外取締役及び社外監査役

社外取締役は選任しておりません。監査役3名が社外監査役であり、社外監査役と当社との間には特別の利害関係はございません。当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものを設けておりませんが、その選任に際しては、経歴及び資質を総合的に勘案の上、経営からの十分な独立性を有し、社外監査役としての職務を遂行できる知識、経験及び見識を有していると判断できる方を社外監査役として選任しております。

当社は監査役設置会社であり、経営の監視は主として監査役により行われるべきであると考えております。社外監査役による監査を実施しており、監査室及び会計監査人と連携を図りながら監査実務の実効性を高めております。また、リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立するとともに、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで取締役の職務の執行の監督を実効性あるものとしております。なお、社外監査役の小野 顕は独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役3名の兼職する主な他の法人等及び役職は以下の通りであります。

氏名	兼職する主な他の法人等及び役職
丸子 祐一	野村不動産オフィスファンド投資法人執行役員
吉岡 茂明	野村不動産ホールディングス株式会社監査役 ※1 野村不動産株式会社監査役 ※2 野村不動産投資顧問株式会社社外監査役 ※2 野村リビングサポート株式会社社外監査役 ※2 NREG東芝不動産株式会社社外監査役 ※2 株式会社プライムクロス監査役 ※2
小野 顕	スプリング法律事務所パートナー弁護士

※1 当社の親会社であります。

※2 当社の親会社の子会社であります。

⑤ 役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	92	60	11	20	5
監査役 (社外監査役を除く。)	1	1	—	—	1
社外役員	19	16	—	3	5

(注) 1. 平成18年6月29日開催の第18回定時株主総会決議により、取締役の報酬等の額は年額200百万円以内となっております。

2. 平成19年6月29日開催の第19回定時株主総会決議により、監査役の報酬等の額は年額50百万円以内となっております。

3. 社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額は36百万円であります。

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬は、固定報酬である月次報酬と変動報酬である賞与及び株式関連報酬から構成されております。賞与については、当該期の業績や業績への各人の貢献度を勘案して決定しております。

株式関連報酬としては、当社株主との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の増大を図ることを目的として、ストック・オプションを付与しております。行使価額（権利行使時の払込金額）を時価基準により決定する時価型ストック・オプションと行使価額を1株当たり1円とする株式報酬型ストック・オプションを併用しております。なお、株式関連報酬につきましては、監査役には支給していません。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、監査を受けるほか会計上の課題について随時協議、確認し、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤井 義博

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹之内 和徳

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

※同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

また、監査業務に関わる補助者の構成については以下のとおりであります。

公認会計士3名 会計士補等5名

⑧ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を市場取引等により取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた資本政策を機動的に行えることを目的とするものであります。

ロ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ 取締役及び監査役の責任免除

当社では、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。さらに当社は、同法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について同法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件を変更した内容

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
27	—	27	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、監査法人等の行うセミナーに参加しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 ①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	397,451	328,021
預け金	17,607	28,857
売掛金	120,417	128,642
商品及び製品	171,207	151,886
前払費用	342,742	352,678
繰延税金資産	94,329	100,294
その他	110,863	7,945
貸倒引当金	△4,000	△3,000
流動資産合計	1,250,620	1,095,326
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,365,687	15,036,651
減価償却累計額	△4,188,017	△4,870,994
建物（純額）	10,177,670	10,165,656
構築物	432,197	458,329
減価償却累計額	△238,118	△252,368
構築物（純額）	194,078	205,960
車両運搬具	14,968	14,968
減価償却累計額	△13,039	△14,392
車両運搬具（純額）	1,928	575
工具、器具及び備品	1,061,586	1,165,499
減価償却累計額	△806,122	△886,100
工具、器具及び備品（純額）	255,463	279,399
リース資産	1,518,627	1,606,025
減価償却累計額	△338,836	△518,318
リース資産（純額）	1,179,791	1,087,707
建設仮勘定	77,983	—
有形固定資産合計	11,886,916	11,739,299
無形固定資産		
ソフトウェア	64,452	38,259
その他	51,717	43,201
無形固定資産合計	116,170	81,460
投資その他の資産		
敷金及び保証金	4,479,841	4,436,441
長期前払費用	206,270	210,328
繰延税金資産	347,287	340,279
その他	13,500	13,500
投資その他の資産合計	5,046,899	5,000,549
固定資産合計	17,049,986	16,821,310
資産合計	18,300,606	17,916,636

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,301	54,582
短期借入金	500,000	—
1年内返済予定の長期借入金	2,650,000	3,250,000
リース債務	164,879	149,550
未払金	502,267	613,870
未払費用	222,290	235,858
未払法人税等	128,829	117,700
未払事業所税	49,028	51,393
未払消費税等	—	171,192
前受金	431,276	475,215
預り金	42,712	43,287
賞与引当金	104,085	101,787
役員賞与引当金	—	23,300
商品割引券引当金	1,336	1,151
資産除去債務	—	12,000
リース資産減損勘定	30,045	30,045
その他	5,982	194
流動負債合計	4,899,034	5,331,128
固定負債		
長期借入金	6,575,000	5,725,000
リース債務	1,162,226	1,091,430
受入敷金保証金	63,102	63,102
資産除去債務	474,370	481,315
長期リース資産減損勘定	449,005	418,959
固定負債合計	8,723,704	7,779,807
負債合計	13,622,738	13,110,936
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,431,441	1,439,906
資本剰余金		
資本準備金	1,131,441	1,139,906
資本剰余金合計	1,131,441	1,139,906
利益剰余金		
利益準備金	2,140	2,140
その他利益剰余金		
圧縮積立金	—	329
繰越利益剰余金	2,081,596	2,189,331
利益剰余金合計	2,083,736	2,191,800
自己株式	△54	△207
株主資本合計	4,646,564	4,771,405
新株予約権	31,303	34,294
純資産合計	4,677,867	4,805,700
負債純資産合計	18,300,606	17,916,636

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高		
フィットネス売上高	13,102,809	13,611,151
商品売上高	825,166	771,034
売上高合計	13,927,976	14,382,186
売上原価		
フィットネス営業原価	11,663,212	11,872,142
商品売上原価		
商品期首たな卸高	158,295	171,207
当期商品仕入高	657,584	581,900
合計	815,880	753,107
他勘定振替高	※1 48,486	※1 35,976
商品期末たな卸高	※2 171,207	※2 151,886
商品売上原価	596,186	565,245
売上原価合計	12,259,399	12,437,387
売上総利益	1,668,576	1,944,799
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	73,453	85,662
役員報酬	83,200	78,900
役員賞与引当金繰入額	—	23,300
従業員給与賞与	469,565	513,494
賞与引当金繰入額	7,469	6,916
株式報酬費用	13,340	13,992
福利厚生費	119,493	121,747
旅費及び交通費	24,733	29,034
通信運搬費	31,462	29,525
器具・備品費	85,651	76,620
委託顧問費	147,854	157,831
不動産関連費	74,381	82,173
減価償却費	47,594	52,243
租税公課	41,400	42,914
貸倒引当金繰入額	3,831	2,773
貸倒損失	—	2,372
その他	48,930	60,768
販売費及び一般管理費合計	1,272,362	1,380,270
営業利益	396,214	564,528
営業外収益		
受取利息	25,526	26,009
補助金収入	—	5,435
その他	7,395	9,450
営業外収益合計	32,922	40,895

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業外費用		
支払利息	213,979	229,586
固定資産除却損	2,157	11,843
その他	948	1,511
営業外費用合計	217,084	242,940
経常利益	212,051	362,483
特別損失		
減損損失	※3 896,854	※3 49,296
特別損失合計	896,854	49,296
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△684,802	313,186
法人税、住民税及び事業税	123,134	158,047
法人税等調整額	△318,841	1,042
法人税等合計	△195,706	159,090
当期純利益又は当期純損失（△）	△489,096	154,096

【フィットネス営業原価】

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1. 従業員給与賞与	2,368,586	20.3	2,448,463	20.6
2. 賞与引当金繰入額	96,616	0.8	94,871	0.8
3. 販売促進費	652,536	5.6	611,200	5.1
4. 業務委託料	1,442,031	12.4	1,527,828	12.9
5. 不動産賃借料	2,538,598	21.8	2,508,405	21.1
6. 設備維持管理費	947,664	8.1	998,344	8.4
7. 水道光熱費	1,173,745	10.1	1,277,020	10.8
8. 減価償却費	1,032,818	8.9	1,031,260	8.7
9. その他	1,410,615	12.1	1,374,748	11.6
合計	11,663,212	100.0	11,872,142	100.0

(注) 割合については、小数点第2位を四捨五入しております。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,431,441	1,431,441
当期変動額		
新株の発行	—	8,465
当期変動額合計	—	8,465
当期末残高	1,431,441	1,439,906
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,131,441	1,131,441
当期変動額		
新株の発行	—	8,465
当期変動額合計	—	8,465
当期末残高	1,131,441	1,139,906
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,140	2,140
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,140	2,140
その他利益剰余金		
圧縮積立金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
圧縮積立金の積立	—	378
圧縮積立金の取崩	—	△49
当期変動額合計	—	329
当期末残高	—	329
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,608,994	2,081,596
当期変動額		
圧縮積立金の積立	—	△378
圧縮積立金の取崩	—	49
剰余金の配当	△38,302	△46,032
当期純利益又は当期純損失 (△)	△489,096	154,096
当期変動額合計	△527,398	107,735
当期末残高	2,081,596	2,189,331
利益剰余金合計		
当期首残高	2,611,134	2,083,736
当期変動額		
圧縮積立金の積立	—	—
圧縮積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	△38,302	△46,032
当期純利益又は当期純損失 (△)	△489,096	154,096
当期変動額合計	△527,398	108,064
当期末残高	2,083,736	2,191,800

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
自己株式		
当期首残高	△54	△54
当期変動額		
自己株式の取得	—	△153
当期変動額合計	—	△153
当期末残高	△54	△207
株主資本合計		
当期首残高	5,173,963	4,646,564
当期変動額		
新株の発行	—	16,930
剰余金の配当	△38,302	△46,032
当期純利益又は当期純損失（△）	△489,096	154,096
自己株式の取得	—	△153
当期変動額合計	△527,398	124,840
当期末残高	4,646,564	4,771,405
新株予約権		
当期首残高	18,739	31,303
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,563	2,991
当期変動額合計	12,563	2,991
当期末残高	31,303	34,294
純資産合計		
当期首残高	5,192,702	4,677,867
当期変動額		
新株の発行	—	16,930
剰余金の配当	△38,302	△46,032
当期純利益又は当期純損失（△）	△489,096	154,096
自己株式の取得	—	△153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,563	2,991
当期変動額合計	△514,834	127,832
当期末残高	4,677,867	4,805,700

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△684,802	313,186
減価償却費	1,080,413	1,083,504
減損損失	896,854	49,296
固定資産除却損	2,157	11,843
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,100	△1,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,938	△2,298
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△12,800	23,300
受取利息及び受取配当金	△25,526	△26,009
支払利息	213,979	229,586
売上債権の増減額 (△は増加)	△33,118	△8,225
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,912	19,321
仕入債務の増減額 (△は減少)	17,929	△11,719
未払金の増減額 (△は減少)	175,208	73,258
未払費用の増減額 (△は減少)	44,394	15,910
前受金の増減額 (△は減少)	40,213	43,939
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△55,759	171,192
預り金の増減額 (△は減少)	19,633	574
その他	13,170	62,406
小計	1,681,871	2,048,069
利息及び配当金の受取額	3,856	3,180
利息の支払額	△215,809	△231,929
法人税等の支払額	△171,280	△169,694
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,298,637	1,649,627
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,223,189	△799,702
無形固定資産の取得による支出	△32,067	△19,490
敷金及び保証金の差入による支出	△328,066	△76,940
敷金及び保証金の回収による収入	160,701	141,653
その他	△12,506	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,435,128	△754,478
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	500,000	△500,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△143,049	△174,322
長期借入れによる収入	3,000,000	2,400,000
長期借入金の返済による支出	△3,050,000	△2,650,000
株式の発行による収入	—	5,929
自己株式の取得による支出	—	△153
配当金の支払額	△38,302	△46,032
財務活動によるキャッシュ・フロー	268,648	△964,578
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	132,158	△69,430
現金及び現金同等物の期首残高	265,293	397,451
現金及び現金同等物の期末残高	※ 397,451	※ 328,021

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物は定額法を、建物以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物・・・2～47年

工具、器具及び備品・・・2～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7,724千円増加しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 商品割引券引当金

将来の商品割引券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されることにより見込まれる費用発生額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の条件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(損益計算書関係)

※ 1 他勘定振替高は、主としてフィットネス営業原価に振り替えたものであります。

※ 2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う、簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2,479千円	1,423千円

※ 3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都 埼玉県 神奈川県	店舗	建物及び構築物、 工具、器具及び備品、 リース資産、 リース資産減損勘定、 その他	896,854

店舗については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位で資産のグルーピングを行い、減損損失の判定を行っております。なお、本社については共用資産としております。

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(建物及び構築物386,691千円、工具、器具及び備品10,281千円、リース資産15,411千円、リース資産減損勘定479,050千円、その他5,418千円)として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.8%で割り引いて算定しております。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都	店舗	建物、 工具、器具及び備品、 その他	49,296

店舗については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位で資産のグルーピングを行い、減損損失の判定を行っております。なお、本社については共用資産としております。

閉鎖の意思決定を行った店舗設備の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(建物47,557千円、工具、器具及び備品1,439千円、その他299千円)として特別損失に計上しております。

なお、店舗設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	3,830,300	—	—	3,830,300
合計(株)	3,830,300	—	—	3,830,300
自己株式				
普通株式(株)	50	—	—	50
合計(株)	50	—	—	50

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	31,303
合 計		—	—	—	—	—	31,303

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	38,302	10	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,151	利益剰余金	5	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）（注）1	3,830,300	17,500	—	3,847,800
合計（株）	3,830,300	17,500	—	3,847,800
自己株式				
普通株式（株）（注）2	50	113	—	163
合計（株）	50	113	—	163

（注）1. 発行済株式の増加17,500株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 自己株式の増加113株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	34,294
合 計		—	—	—	—	—	34,294

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,151	5	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年10月25日 取締役会	普通株式	26,880	7	平成24年9月30日	平成24年12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	26,933	利益剰余金	7	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	397,451千円	328,021千円
現金及び現金同等物	397,451	328,021

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、スポーツクラブ設備(建物、工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:千円)

	前事業年度(平成24年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	2,571,438	1,789,527	479,050	302,860
工具、器具及び備品	201,273	175,853	-	25,419
ソフトウェア	63	56	-	7
合計	2,772,775	1,965,437	479,050	328,287

(単位:千円)

	当事業年度(平成25年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	2,571,438	1,905,720	479,050	186,666
工具、器具及び備品	34,000	29,592	-	4,407
合計	2,605,438	1,935,313	479,050	191,074

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	190,993	112,858
1年超	784,341	671,483
合計	975,334	784,341
リース資産減損勘定期末残高	479,050	449,005

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	463,298	364,722
リース資産減損勘定の取崩額	-	30,045
減価償却費相当額	289,065	167,433
支払利息相当額	184,175	174,370
減損損失	479,050	-

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	714,507	767,858
1年超	8,211,262	8,293,415
合計	8,925,769	9,061,274

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

貸貸人等に対し、契約締結時に敷金及び保証金を差し入れており、貸貸人等の信用リスクに晒されております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

敷金及び保証金については、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※) 1	時価(※) 1	差額
(1) 敷金及び保証金	4,479,841	3,698,880	(780,961)
(2) 長期借入金(※) 2	(9,225,000)	(9,303,151)	(78,151)
(3) リース債務(※) 3	(1,327,105)	(1,327,391)	(285)
デリバティブ	—	—	—

(※) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※) 1	時価(※) 1	差額
(1) 敷金及び保証金	4,436,441	3,815,162	(621,279)
(2) 長期借入金(※) 2	(8,975,000)	(9,047,162)	(72,162)
(3) リース債務(※) 3	(1,240,980)	(1,240,587)	393
デリバティブ	—	—	—

(※) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産及び負債

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照下さい。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
敷金及び保証金	115,396	811,101	1,213,133	2,340,210

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
敷金及び保証金	121,639	796,718	1,455,299	2,062,784

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成24年3月31日）

	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	3,250,000	3,325,000	—	—	—
リース債務	132,204	93,618	69,429	38,574	828,399

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	3,325,000	1,900,000	—	500,000	—
リース債務	111,114	87,178	56,597	29,542	806,997

（有価証券関係）
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	9,225,000	6,575,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	8,975,000	5,725,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	13,340	13,992

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額 (単位：千円)

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
777	—

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	付与対象者の区分及び人数	株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	付与日	権利確定条件	対象勤務期間	権利行使期間
株式会社メガロス 2008年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員14名	普通株式 32,000株	平成20年12月1日	権利確定条件は付 されていません。	対象勤務期間の定 めはありません。	自 平成22年12月1日 至 平成27年11月30日
株式会社メガロス 2009年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員12名	普通株式 27,000株	平成21年 8 月 3 日	同 上	同 上	自 平成23年 8 月 3 日 至 平成28年 8 月 2 日
株式会社メガロス 2010年度第1回 新株予約権	取締役3名	普通株式 7,900株	平成22年 8 月23日	同 上	同 上	自 平成23年 8 月23日 至 平成28年 8 月22日
株式会社メガロス 2010年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員12名	普通株式 28,000株	同 上	同 上	同 上	自 平成24年 8 月23日 至 平成29年 8 月22日
株式会社メガロス 2011年度第1回 新株予約権	取締役3名	普通株式 7,900株	平成23年 8 月22日	同 上	同 上	自 平成24年 8 月22日 至 平成29年 8 月21日
株式会社メガロス 2011年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員11名	普通株式 26,000株	同 上	同 上	同 上	自 平成25年 8 月22日 至 平成30年 8 月21日
株式会社メガロス 2012年度第1回 新株予約権	取締役3名	普通株式 7,900株	平成24年 8 月20日	同 上	同 上	自 平成25年 8 月20日 至 平成30年 8 月19日
株式会社メガロス 2012年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員13名	普通株式 28,000株	同 上	同 上	同 上	自 平成26年 8 月20日 至 平成31年 8 月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	株式会社メガロス 2008年度第2回 新株予約権	株式会社メガロス 2009年度第2回 新株予約権	株式会社メガロス 2010年度第1回 新株予約権	株式会社メガロス 2010年度第2回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	23,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	23,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	20,000	22,000	7,900	—
権利確定	—	—	—	23,000
権利行使	8,000	—	5,700	—
失効	—	—	—	—
未行使残	12,000	22,000	2,200	23,000

	株式会社メガロス 2011年度第1回 新株予約権	株式会社メガロス 2011年度第2回 新株予約権	株式会社メガロス 2012年度第1回 新株予約権	株式会社メガロス 2012年度第2回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	23,000	—	—
付与	—	—	7,900	28,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	7,900	—
未確定残	—	23,000	—	28,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	7,900	—	—	—
権利確定	—	—	7,900	—
権利行使	3,800	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	4,100	—	7,900	—

②単価情報

	権利行使価格 (円)	行使時平均株価 (円)	付与日における公正 な評価単価 (円)
株式会社メガロス 2008年度第2回 新株予約権	740	1,076	184
株式会社メガロス 2009年度第2回 新株予約権	1,010	—	259
株式会社メガロス 2010年度第1回 新株予約権	1	1,124	983
株式会社メガロス 2010年度第2回 新株予約権	1,093	—	219
株式会社メガロス 2011年度第1回 新株予約権	1	1,114	1,033
株式会社メガロス 2011年度第2回 新株予約権	1,105	—	235
株式会社メガロス 2012年度第1回 新株予約権	1	—	1,096
株式会社メガロス 2012年度第2回 新株予約権	1,196	—	192

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	株式会社メガロス 2012年度第1回新株予約権	株式会社メガロス 2012年度第2回新株予約権
株価変動性 (注) 1	18.3%	25.0%
予想残存期間 (注) 2	3.5年	4.5年
予想配当 (注) 3	14円/株	14円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.22%	0.31%

(注) 1. 第1回新株予約権については付与日の直近の3.5年間、第2回新株予約権については付与日の直近の4.5年間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成25年3月期の予想配当によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(流動の部)		
繰延税金資産		
賞与引当金	39,552千円	38,679千円
未払事業税	13,572	13,630
未払事業所税	18,630	19,529
一括償却資産限度超過額	1,983	2,396
資産除去債務	—	4,560
減損損失	11,417	11,417
その他	9,173	10,081
繰延税金資産合計	94,329	100,294
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	94,329	100,294
(固定の部)		
繰延税金資産		
一括償却資産限度超過額	1,331	1,065
ゴルフ会員権評価損	5,121	5,121
資産除去債務	168,875	171,348
減損損失	310,692	301,463
その他	6,084	5,502
繰延税金資産小計	492,105	484,501
評価性引当額	△5,121	△5,228
繰延税金資産合計	486,984	479,273
繰延税金負債		
建設協力金評価差額	20,596	22,533
建物(資産除去債務)	119,100	116,268
その他	—	190
繰延税金負債合計	139,696	138,993
繰延税金資産の純額	347,287	340,279

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	△1.4	6.9
住民税均等割	△2.8	5.8
評価性引当額の増減	—	0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△7.7	—
その他	△0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.6	50.8

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ施設用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得後10年から47年と見積り、割引率は1.86%から2.33%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	452,805千円	474,370千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10,966	6,702
時の経過による調整額	10,598	10,966
見積りの変更による増加額(注)	—	1,276
期末残高	474,370	493,315

(注) 当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

一部の店舗について閉鎖の意思決定を行ったため、原状回復義務の履行時期の見積りの変更を行い、これに伴う資産除去債務の増加額1,276千円を、見積りの変更による増加額として資産除去債務に含めて表示しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記の対象から除いております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社はスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

スポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

スポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社はスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社はスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度（平成24年3月31日）

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

野村土地建物(株)（非上場）

野村不動産ホールディングス(株)（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

(1) 親会社情報

野村不動産ホールディングス(株)（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,213.12円	1,240.08円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	△127.69円	40.11円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	39.84円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)		
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(千円)	△489,096	154,096
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(千円)	△489,096	154,096
期中平均株式数(株)	3,830,250	3,841,809
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	26,017
(うち新株予約権)	—	(26,017)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	株式会社メガロス 2012年度第2回新株予約権(新株予約権の数280個) なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	14,365,687	730,213	59,250 (47,557)	15,036,651	4,870,994	687,195	10,165,656
構築物	432,197	39,121	12,989	458,329	252,368	25,556	205,960
車両運搬具	14,968	—	—	14,968	14,392	1,352	575
工具、器具及び備品	1,061,586	146,944	43,030 (1,439)	1,165,499	886,100	118,590	279,399
リース資産	1,518,627	87,547	149	1,606,025	518,318	179,549	1,087,707
建設仮勘定	77,983	—	77,983	—	—	—	—
有形固定資産計	17,471,050	1,003,827	193,403 (48,996)	18,281,474	6,542,174	1,012,244	11,739,299
無形固定資産							
ソフトウェア	459,401	25,584	20,861	464,124	425,865	51,777	38,259
その他	75,672	300	6,817 (299)	69,154	25,953	8,516	43,201
無形固定資産計	535,074	25,884	27,679 (299)	533,279	451,818	60,293	81,460
長期前払費用	312,513	23,691	—	336,204	125,876	19,634	210,328
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 メガロス相模大野店（新規開設） 553,198千円

2. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,650,000	3,250,000	1.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	164,879	149,550	2.6	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	6,575,000	5,725,000	1.2	平成26年～平成30年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,162,226	1,091,430	9.4	平成26年～平成48年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	11,052,105	10,215,980	—	—

(注) 1. 「平均利率」は、期末の利率及び借入残高に基づき算定しております。なお、金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップ後の実質利率で記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,325,000	1,900,000	—	500,000
リース債務	111,114	87,178	56,597	29,542

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,000	3,000	3,773	226	3,000
賞与引当金	104,085	101,787	104,085	—	101,787
役員賞与引当金	-	23,300	—	—	23,300
商品割引券引当金	1,336	1,151	1,336	—	1,151

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替えによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

1 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	29,056
預金	
普通預金	298,965
小計	298,965
合計	328,021

2 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
三菱UFJニコス(株)	39,107
(株)ジェーシービー	28,331
(株)ジャックス	16,348
ユーシーカード(株)	16,231
GMOペイメントゲートウェイ(株)	7,048
その他	21,575
合計	128,642

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日） (A) + (D) 2 (B) 365
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
120,417	1,621,653	1,613,427	128,642	92.62	28.02

3 商品及び製品

品目	金額（千円）
フィットネス関連商品	136,176
サプリメント関連商品	15,709
合計	151,886

② 固定資産

敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
竹生産業(株)	518,444
井上 二三	372,094
(有)立川みなみルネッサンス	338,333
(株)勝企画	274,586
日本貨物鉄道(株)	270,000
その他	2,662,982
合計	4,436,441

③ 流動負債

1 買掛金

相手先	金額（千円）
(株)MTG	8,122
美津濃(株)	7,611
(株)スポーツサンロード	4,522
エスティースポーツ(株)	4,282
(株)ドーム	2,784
その他	27,259
合計	54,582

2 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額（千円）
(株)三菱東京UFJ銀行	800,000
(株)三井住友銀行	800,000
神奈川県信用農業協同組合連合会	600,000
(株)みずほコーポレート銀行	500,000
(株)りそな銀行	500,000
その他	50,000
合計	3,250,000

3 リース債務

相手先	金額（千円）
日立キャピタル(株)	25,123
芙蓉総合リース(株)	24,707
昭和リース(株)	16,094
三井住友ファイナンス&リース(株)	14,759
J A三井リース(株)	14,635
その他	54,231
合計	149,550

4 未払金

相手先	金額（千円）
野村ビルマネジメント(株)	53,444
(株)スイート・ピア	50,138
(株)ステージゴルフアカデミー	12,956
エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ(株)	8,374
(株)ユニフィット	7,383
その他	481,574
合計	613,870

5 前受金

区分	金額（千円）
フィットネス一括会費	234,498
フィットネス月会費	60,920
法人会費	22,842
その他	156,953
合計	475,215

④ 固定負債

1 長期借入金

相手先	金額（千円）
(株)三菱東京UFJ銀行	1,500,000
(株)三井住友銀行	1,500,000
(株)みずほコーポレート銀行	1,000,000
(株)りそな銀行	900,000
(株)横浜銀行	500,000
その他	325,000
合計	5,725,000

2 リース債務

相手先	金額（千円）
(株)勝企画	460,404
(株)NTT東日本プロパティーズ	422,524
芙蓉総合リース(株)	76,303
首都圏リース(株)	30,526
三井住友ファイナンス&リース(株)	21,250
その他	80,421
合計	1,091,430

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	3,557,529	7,200,061	10,829,857	14,382,186
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	109,703	209,990	378,217	313,186
四半期(当期)純利益金額(千円)	58,113	111,524	206,934	154,096
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	15.15	29.06	53.89	40.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	15.15	13.91	24.81	△13.73

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 (http://www.megalos.co.jp/) なお、電子公告がやむを得ない事由によりできない場合は、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	1単元以上所有の株主に対し株主優待券3枚、2単元以上所有の株主に対し株主優待券6枚、3単元以上所有の株主に対し株主優待券10枚を年2回贈呈。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第25期第1四半期 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月13日関東財務局長に提出

第25期第2四半期 (自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月13日関東財務局長に提出

第25期第3四半期 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成24年4月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

平成24年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成25年3月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

株式会社メガロス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内和徳 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガロスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メガロスの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メガロスの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メガロスが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。